

(一社)青森県フェンシング協会 選手登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県フェンシング協会（以下、「本会」という。）の選手登録に関して必要な事項を定める。

(登録条件)

第2条 本会へ選手登録できる者は、以下の条件とする

- (1) 理事会が承認した支部または団体に所属していること。
- (2) (公財)日本フェンシング協会への登録をしていること。

(登録料の納入)

第3条 登録選手は、本会が主催または主管する大会、講習会等に参加することができる。ただし、別表の登録料を納入しなければならない。

(登録手続き)

第4条 登録は所属する支部または団体を通じて行うこと。

(期限)

第5条 登録申請は5月末までに完了すること。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表（第3条関係）

区分	日本フェンシング協会	青森県フェンシング協会	納入金額
高校生	5,000円	500円	5,500円
中学生	3,500円	500円	4,000円
小学生	3,000円	500円	3,500円